

平成30年(2018年)7月13日(金曜日)

三島市監査委員は12日までに、三島駅南口西街区の開發事業にか

三島

三島市監査委員は12日までに、三島駅南口西街区の開發事業にか

理由によると、請求人は豊岡武土市長に對し、市土地開發公社の土地を市が買収して

転売すれば得られた差益相当額約2億7300万円を補填(ほてん)するよう求めたが、市長が公社の土地を買い取るかどうかは行政上の判断であり、地方自治法が住民監査請求の要件とする財務会計上の行為には該当しないとした。

請求は公社所有の事業地3141平方メートルを、市が簿価などに基づいて1平方メートル当たり約15万7千円で買収

理由によると、請求人は豊岡武土市長に對し、市土地開發公社の土地を市が買収して

り、その上で請求人が独自に依頼した不動産調査報告書で算定された24万4千円で東急電鉄(東京)に売却すれば差益が出たと主張していた。公社から東急への実際の売却価格は約12万8千円だった。

請求人の「三島駅南口の整備を考える市民の会」の渡辺豊博代表は「市民の素朴な疑問が門前払いされ、監査委員の機能と責任を放棄している。(監査請求と話し)

理由によると、請求人は豊岡武土市長に對し、市土地開發公社の土地を市が買収して

求で求めた内容について訴訟を検討したい」と話した。

請求人は豊岡武土市長に對し、市土地開發公社の土地を市が買収して

理由によると、請求人は豊岡武土市長に對し、市土地開發公社の土地を市が買収して